●町民1人あたりの負担額

町民1人あたりの税負担額	27万393円
町民1人あたりの支出額	59万1,483円
町民1人あたりの基金積立額	13万9,940円
町民1人あたりの地方債発行残高	25万3,208円

※令和8年3月31日現在の住民基本台帳人口15,996人で算定

●町民1人あたりの支出額の内訳

区分	1人当たり支出額
社会福祉・児童福祉	18万8,799円
学校・生涯学習	7万2,297円
都市基盤の整備	10万1,271円
防災活動	2万7,090円
その他	20万2,026円
合計	59万1,483円

●特別会計決算状況

会計区分	歳入決算額	歳出決算額
国民健康保険特別会計	12億2,974万円	12億757万円
後期高齢者医療特別会計	3億3,671万円	3億3,484万円
介護保険特別会計	13億887万円	12億3,877万円
介護サービス事業特別会計	716万円	485万円
合計	28億8,248万円	27億8,603万円

●公営企業会計決算状況

会計区分	事業収益		事業費用	
下水道事業会計	収益的収入	3億9,685万円	収益的支出	3億6,730万円
	資本的収入	3億7,947万円	資本的支出	4億8,866万円
合計	7億7,632万円		8億5,596万円	

※資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填した。

●都市計画税の使途

事業区分	事業費	都市計画税充当額
公共下水道事業	5億3,304万円	2億5,309万円
公園・緑地整備事業	3億114万円	731万円
合計	8億3,418万円	2億6,040万円

財政健全化判断比率および資金不足比率の公表

財政健全化法は、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で示し、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るために制定されたものです。健全化判断比率と資金不足比率の二つで自治体の財政状況を判断し、基準値より低いほど、その自治体の財政は健全であると評価されます。

健全化判断比率とは

財政の状況を表す次の4つの指標のことをいい、2つの基準によって財政の健全性を判断します。

4つの指標のうち1つでも「早期健全化基準」以上になると、財政健全化計画の策定が義務付けられ、自主的な改善努力による財政健全化に取り組まなくてはなりません。

さらに、将来負担比率を除く3つの指標のうち1つでも「財政再生基準」以上になると、地方債の起債が制限され、予算の編成に国が関与し、確実な財政再生を図らなければなりません。

	豊山町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	14.89%	20.0%
連結実質赤字比率	—	19.89%	30.0%
実質公債費比率	3.5%	25.0%	35.0%
将来負担比率	20.2%	350.0%	

※表中の「－」表示は数値がない（赤字がない）ことを表しています。

❶ 実質赤字比率
一般会計のみの赤字額の割合
❷ 連結実質赤字比率
一般会計だけでなく、特別会計、公営企業会計も加えた赤字額の割合
❸ 実質公債費比率
借入金の返済額が財政に及ぼす負担を表す指標
❹ 将来負担比率
今後支出が予定されている借入金の返済などの負担額の割合